

安井国連大学 副学長のHPから

市民のための環境学ガイド <http://www.yasuienv.net/RoHS4AmCeram.htm>

今回のテ - マ 『R o H S 規制と材料開発 05.14.2006』

これは、5月17日に米国セラミックス協会のガラス・光学材料部会からの招待で講演する内容である。RoHS規制は、電気電子製品に4種の元素(イオン)と2種の臭素系難燃剤の使用を禁止するEUの規制であるが、詳しくは、

<http://www.jeol.co.jp/envi/regulation/weee-rohs/pdf/weerohs01.pdf> などをお読みいただきたい。今回の講演の論点の一つは、物質の規制をすることと、元素の規制をすることの違いをEUは理解していなかったのではないかと、である。

主要な議論

A君：そして、**(2)ヨーロッパの環境規制が強くなる理由と予防原則**、ですか。

C先生：ECが作られたときの条約の174条にその基本思想が書かれていて、これは守らざるを得ない。

- あ) 環境保全、環境保護、環境改善。
- い) ヒト健康の保護
- う) 自然資源の慎重かつ合理的な利用
- え) 地域環境・地球環境を守るための対策の推進

B君：だからといって予防原則的になることは無い。

C先生：いずれにしても、RoHSの有鉛ハンダ規制は、リスクという概念を重視した議論で決まった訳ではなく、予防原則を適用した例として考えるべきではないか、と思われるのだ。

EUは予防原則でものを考えるが、日本の環境規制は、

- あ) 汚染者負担原則
- い) 環境効率重視
- う) 予防的対策
- え) リスクに基づく判断

の4つのバランスだとされていて、EUのように、予防原則だけで判断を下さない。

《考察》 先のこのWEBでも説明したように、スウェーデン政府と欧州委員会(EC)との間で臭素系難燃剤に関する議論が続いている。スウェーデン政府は、ここでいう『予防原則派』に対して、ECは、リスクアセスメント結果を重視する『リスクに基づく判断派(?)』こうした背景を理解するに適した解説である。原文は、

<http://www.yasuienv.net/RoHS4AmCeram.htm> をご覧願いたい。